

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社に雇用され、B所在の同社C（以下「事業場」という。）において、ケアマネージャーとしてケアプラン作成等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場において就業中、突然、頭痛を自覚したため、自ら救急要請を行い、Dに搬送され、「前交通動脈瘤破裂によるくも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病名及び発症日については、E医師の○年○月○日付け意見書、F医師の○年○月○日付け意見書及び発症に至る経過等からみて、当審査会としては、○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書別紙(略)に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)のとおりであり、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、決定書理由に説示するとおり、事業場は、タイムカードにより勤務管理をしており、請求人自身が、要旨、「タイムカードに打刻されている以外に仕事をするような事はなかった。1時間は休憩できていた。」と述べ、事業場関係者も同旨を述べている。

したがって、当審査会としても、監督署長の労働時間の認定は妥当であると判断する。

なお、再審査請求代理人は、要旨、「タイムカードを押せずには休日返上で通常業務を行っていた。事業場のソフトのログ履歴等解析によって明らかになると思われる。」と述べているが、請求人が使用していたパソコン及びログ履歴のデータは、事業場からの回答書によれば既に破棄されており、他に、請求人が休日勤務していたと認めるに足りる資料は見いだせないことから、当審査会としても請求人の主張を採用できない。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人は発症に近接した時期において、日常業務に比較して特に過重な業務に従事していたとは認められないも

のと判断する。

- (6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、決定書理由に説示するとおり、発症前1か月間の時間外労働時間数は33時間48分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は27時間53分から35時間53分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達しておらず、また、休日は1か月に8日ないし15日間確保されている。

なお、労働時間以外の負荷要因について、請求人は、〇年に実施された介護保険実地指導に当たり、前任者名義で介護保険に係る書類を作成させられたことがストレスとなり、このことが他の要因に比し相対的に有力な原因として本件疾病を発症させたものである旨主張しているものの、各関係者の申述等、一件記録を精査するも、請求人が前任者名義で書類作成をした事実を裏付ける申述や資料は確認することができなかつたことなどの事情に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、労働時間以外の業務負荷要因について特に過重な身体的、精神的負荷があったとまでは認めることはできない。

- (7) 以上のことからすると、請求人に、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

- (8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかつた。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。